

証券コード 6580
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ライトアップ
代表取締役社長 白石 崇

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
※開催時刻が前回の定時株主総会と異なりますのでご注意ください。

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷スクランブルスクエア 32階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性があります。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3. 目的事項
報告事項 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.writeup.jp/>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます)
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.writeup.jp/>) に掲載させていただきます。

○総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の激化や消費税増税に伴う個人消費等への影響が懸念される中、2月下旬からは新型コロナウイルス感染者の増加に伴う自粛の拡大が加わり、我が国を含む世界経済全体の不確実性はかつてないほどに高まっており、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社では「全国、全ての中小企業を黒字にする」という理念のもと、クラウドソリューション事業とコンテンツ事業を展開してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,851,621千円（前事業年度比14.8%増）、営業利益は257,590千円（同7.2%減）、経常利益は256,272千円（同3.1%減）、当期純利益は153,730千円（同19.9%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

クラウドソリューション事業におきましては、パートナー企業によるIT・人材・マーケティング関連商材の開発、仕入れ及び営業支援を行っている「J-Dネット」サービスと経営課題解決エンジン「Jエンジン」を主軸にIT・人材・マーケティング・資金の4つの視点から経営課題の解決施策を提案するコンサルティングサービスを展開してまいりました。

J-Dネットにおきましては、新規パートナーの獲得によるパートナー網の拡大・既存パートナーに対する営業支援サービスの拡充・パートナー網を通じた商材販売の増加に取り組んでまいりました。

Jエンジンにおきましては、コンサルティングサービスでは公的支援制度活用支援サービスにおいて公的支援制度の受付締切となる年度末に需要が集中したことで第4四半期で大きく伸長することが出来ました。また、HRソリューション商材は国内の人材不足・採用難を背景に堅調に推移してきたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業の採用需要が減退した結果、第4四半期は想定を下回りました。

また、売上高ほどに利益が伸長しなかった要因は、貸倒引当金を実績を踏まえて保守的に計上し前期比44,268千円増加した影響によるものです。

この結果、同セグメントの売上高は1,458,256千円（前事業年度比19.2%増）、セグメント利益は424,484千円（同4.0%増）となりました。

コンテンツ事業におきましては、業種、規模を問わず、様々な企業の「メール・Webマーケティング」等の企画制作を請負うサービスを展開しており、緩やかな景気の拡大に伴う市場環境に合わせサービスの受注拡大と生産性向上に努めてまいりました。ただし、売上は前年並みである一方で、労務費や外注費といった原価が増加し、利益が減少する厳しい結果となりました。

この結果、同セグメントの売上高は393,365千円（前事業年度比0.8%増）、セグメント利益は79,279千円（同30.0%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第18期 (2019年3月期) (前事業年度)		第19期 (2020年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドソリューション事業	1,222,908千円	75.8%	1,458,256千円	78.8%	235,347千円	19.2%
コンテンツ事業	390,084	24.2	393,365	21.2	3,281	0.8
合計	1,612,993	100.0	1,851,621	100.0	238,628	14.8

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、15,986千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2017年3月期)	第17期 (2018年3月期)	第18期 (2019年3月期)	第19期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	1,368,722	1,606,677	1,612,993	1,851,621
経常利益(千円)	289,938	423,924	264,555	256,272
当期純利益(千円)	191,657	292,878	191,931	153,730
1株当たり当期純利益(円)	71.46	109.20	68.20	58.82
総資産(千円)	1,227,627	1,344,240	1,811,417	1,982,379
純資産(千円)	696,011	988,889	1,467,657	1,622,154
1株当たり純資産(円)	259.51	368.71	561.74	620.31

- (注) 1.当社は、2016年10月13日開催の当社取締役会決議に基づき、2016年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 2.当社は、2018年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、2018年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内の経済・市況につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社を中心とする顧客層である中小・零細企業の経営にも甚大な影響を及ぼすことが予想されます。しかし、そのような環境だからこそ公的支援制度の活用ニーズ、リモートワークやWeb商談のためのITツールへのニーズ、インターネット広告市場など、当社が得意とする分野での需要はますます拡大していくものと予想しております。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、上期における経済状況は下期に向けて回復基調を辿り下期より例年並み、と想定しております。

このような環境の下、当社は中長期的な会社の成長と企業価値の向上及びその最大化を実現するため、以下の点を主な経営課題と捉えております。

①クラウドソリューション事業における取組について

a.商材供給の安定化及び品質の維持について (JDネット)

当社のクラウドソリューション事業では、創業以来のコンテンツ事業のノウハウを活かし、商材や自社メディア・サービスの企画開発を行い、現在商材数は57種類（2020年3月31日現在）にのぼります。当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが必要なため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。当社は自社開発にこだわらず、パートナー企業や外部のサービス提供企業とも協力し、安定的な商材供給を確保するように努めています。

また、パートナー企業の満足度向上のためには商材の品質確保が必要になります。取り扱う商材は自社にて動作確認を行い、不具合の発生等を最小限に抑制するように努めています。今後は、更なる品質の向上を実現する事が当社の事業拡大のため必要であると考えます。

b.パートナー企業数の適切な拡充とフォロー強化について (JDネット)

当社のクラウドソリューション事業では、参加パートナー企業数の増大はJDネット登録料売上、営業支援売上、商材売上の増加につながります。一方で、パートナー企業の多くは既存事業の顧客に対して更なる提案を行うために当社の商材を求めており、パートナー企業の無制限な拡大はパートナー企業が抱える既存顧客への過度な営業や奪い合いなどのトラブルを引き起こします。また、当社による販促支援の人的稼働も有限であることから、満足度の低下をもたらす可能性もあります。そのため、パートナー企業の募集に関しては、地域や業種を加味し適切な拡充をすることに努めています。また、既存パートナー企業に対しては営業同行や商材の勉強会等の開催によるフォローを定期的に行っております。

今後、パートナー企業による商材売上を増加させるためには、新規参加社数の確保だけでなく、既存パートナー企業へのフォローに関する体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要になります。

c.士業活用支援サービスの推進について（Jエンジン）

当社は、同サービスを顧客企業に提供するにあたって、士業リソースを活用した政府及び地方自治体の中小企業向けの公的支援制度の活用を推奨しております。よって今後、制度の活用に直接関係する法律、税制等の改正や各種制度に関する政府及び地方自治体の施策に重要な変更があった場合、影響を受ける可能性があります。しかしながら、そのような事態に対処するため、本サービスでは、公的支援制度活用以外にも、地方銀行・信用金庫を中心に金融機関と連携した顧客の資金面を支援する体制づくり及び顧客企業の固定費等を削減し資金確保を実現するためのコスト削減商材の提供を拡大する計画です。

②コンテンツ事業における取組について

a.ソーシャルメディアやデバイスの変化への対応について

当社は、今後の事業拡大において、新たなソーシャルメディアの出現、スマートフォンやタブレット端末等の新しいデバイスの出現等にみられるインターネット市場におけるトレンドを常に把握しながら、顧客のマーケティングニーズへの対応を図ることが重要と考えております。そのため、新たなソーシャルメディアやその活用方法に関して、企画から制作、運用までを一貫して展開できるサービス体制の強化を引き続き図っていく方針であります。

b.クラウドソリューション事業との連携強化について

当社のクラウドソリューション事業では、全国のパートナー企業による販売網を構築し、Webマーケティングに関する商材等を販売しております。そういった中で、当社としては首都圏以外の地域に大きな潜在的な需要があると見込んでおり、コンテンツ事業の売上高向上には、現状、大手広告代理店との連携が主要ですが、クラウドソリューション事業との連携強化による全国展開も必要と考えております。そのために、コンテンツ事業の商材をパートナー企業にも展開していく方針であります。

③新規事業の展開について

当社の主要事業であるクラウドソリューション事業では、販売代理店であるパートナー企業に安価で利益率の高い経営支援・Web活用支援に関する商材を提供しておりますが、パートナー企業にも様々な特性とニーズがあるため、パートナー企業にとって有益な価値を提供する新規事業の展開が今後の事業規模拡大につながると考えております。よってクラウドソリューション事業拡大のため、新規事業として中小企業の販売力強化を目的とした採用や教育支援等を行う人材事業領域の新規事業展開を検討しております。

④優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用に注力するとともに、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得のため中途採用にも取り組んでおります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理部門の人員についても必要に応じて強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
クラウドソリューション事業	企業向け研修の企画・販売、SEO・Webマーケティングツール等の販売及び販売権の提供といったITを活用した中小企業向け経営コンサルティングサービス
コンテンツ事業	メールマーケティング支援サービス、ソーシャルメディア活性化支援サービス、コンテンツ制作サービス

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	使用人數	前事業年度末比増減
クラウドソリューション事業	58 (10)名	12名増 (3名減)
コンテナツ事業	22 (3)	— (2名減)
全社 (共通)	6 (2)	— (1名増)
合計	86 (15)	12名増 (4名減)

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86 (15)名	12名増 (4名減)	32.4歳	4.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	10,000千円
株式会社りそな銀行	10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,903,000株
- (3) 株 主 数 1,257名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
白 石 崇	1,306,300	49.95
KBL EPB S. A. 107704	230,400	8.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-A C)	128,635	4.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	122,300	4.67
J. P. MORGAN BANK LUX EMBOURG S. A. 1300000	52,700	2.01
ライトアップ従業員持株会	51,300	1.96
SBIベンチャー企業成長支援3号 投資事業有限責任組合	35,100	1.34
株式会社SBI証券	25,800	0.98
SBIベンチャー企業成長支援4号 投資事業有限責任組合	25,400	0.97
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	21,563	0.82

(注) 1. 当社は、自己株式を287,923株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2016年6月28日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1	普通株式 (新株予約権1個につき 300株)	24,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要 しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100,200円 334円
権利行使期間		2018年6月30日から 2026年6月28日まで
行使の条件		(注)2
役保有員状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 80個 24,000株 3名
	監査役	—

- (注) 1. 当社は2016年11月26日付で普通株式1株につき100株、2018年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。
2. 権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白石 崇	
取締役	村越 亨	管理部門担当
取締役	佐藤 寛信	コンテンツ事業部門担当
取締役	吉本 信治郎	クラウドソリューション事業部門担当
取締役	吉川 浩永	合同会社HY 代表社員
取締役	原 大二郎	ライジング法律事務所 パートナー 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	細川 幸一郎	
監査役	大雲 卓雄	大雲司法書士事務所 所長
監査役	本行 隆之	シロウマサイエンス株式会社 取締役 のぞみ監査法人 代表社員 Hamee株式会社 監査役 大江戸温泉リート投資法人 監督役員 株式会社Stand by C京都 代表取締役 株式会社NHKビジネスクリエイト 監査役 株式会社みらいワークス 監査役 株式会社NHKアート 監査役 株式会社インフィュリオン・グループ 監査役

- (注) 1. 取締役吉川浩永氏及び原大二郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役細川幸一郎氏、大雲卓雄氏及び本行隆之氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役細川幸一郎氏及び監査役本行隆之氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役原大二郎氏、常勤社外監査役細川幸一郎氏、社外監査役大雲卓雄氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	43,618千円 (3,600)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,960 (9,960)
合計 (うち社外役員)	9 (5)	53,578 (13,560)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月29日開催の第5期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年2月15日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議いたしております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役吉川浩永氏は、合同会社HY代表社員ですが、当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - ・取締役原大二郎氏は、ライジング法律事務所パートナー、株式会社ゼネラル・オイスター社外取締役（監査等委員）ですが、当社と各兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係を有しておりません。
 - ・監査役大雲卓雄氏は、大雲司法書士事務所の所長ですが、当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係は有しておりません。
 - ・監査役本行隆之氏は、株式会社Stand by C京都の代表取締役、シロウマサイエンス株式会社の取締役、Hamee株式会社、株式会社NHKビジネスクリエイト、株式会社みらいワークス、株式会社NHKアート及び株式会社インフキュリオン・グループの監査役、のぞみ監査法人の代表社員、大江戸温泉リート投資法人の監督役員ですが、当社と各兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的及び特別な利害関係は有しておりません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	吉川 浩永	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、社外での経験と知見から、適宜発言を行っております。
取締役	原 大二郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	細川 幸一郎	常勤監査役として、書類の閲覧や業務及び財産の状況を調査するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証しております。 当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、各種法令や財務を主体とした立場から必要な発言を行っております。
監査役	大雲 阜雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、主に司法書士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	本行 隆之	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席しており、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と知見から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	27,000円
当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、PwCあらた有限責任監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両者で協議の上で監査報酬を決定しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ii) コンプライアンス担当部署は役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うこと等により、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施される。また、文書管理規程などの社内規程に従って管理を行い、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに当該情報・文書を提出するものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 取締役会は、当社の損害を防止するため、別途「危機管理規程」を作成し、その規程に従ってリスク管理を行う。
 - ii) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を経営会議で報告する。
 - iii) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - iv) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに経営会議で報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 職務権限並びに意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。
 - ii) 業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役を補助すべき使用人として、監査役会から要請がある場合に必要な人員を配置する。
- ⑥ 使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ii) 事業部門を統括する取締役は、監査役と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - i) 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう務める。
 - ii) 代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 法令及び定款に適合することを確保するための体制について
内部監査規程により計画された年間計画に基づき、監査役との連携のもとで定期監査を実施しております。各部署の法令、内部規程（規則）に則した職務執行状況を確認し、代表取締役に報告、必要に応じて業務の改善指導を実施しております。また、コンプライアンス相談窓口の設置による社内通報制度の運用も継続的に実施しております。

② 取締役の職務の執行について

取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会を開催しております。適宜臨時取締役会も開催し重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を実施しております。定時取締役会及び臨時取締役会の資料、議事録は「文書管理規程」に基づいて担当部署により作成され、セキュリティが保持された社内文書サーバー及び鍵付きキャビネットに保管されております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制について

取締役会にて当社を取り巻くリスクを認識し、適切な対応によるリスクの軽減、予防について検討しております。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理事務局を設置し、定期的なモニタリングを実施しております。

④ 監査役の監査、職務執行について

当社監査役は当社の定時及び臨時取締役会、その他重要な会議に出席し、当社に関する重要な事項の報告を受け、適宜助言・提言などを述べるとともに、月1回の監査役会を開催し当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。また、監査の担当部署と連携して監査を行うことで監査役監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,852,391	流 動 負 債	357,226
現 金 及 び 預 金	1,496,233	買 掛 金	70,626
受 取 手 形	22,088	短 期 借 入 金	30,000
売 仕 挂 金	371,890	リ 一 ス 債 務	1,218
貯 品 藏 品	463	未 払 金	67,559
前 払 費 用	968	未 払 法 人 税 等	56,118
そ の 他	31,354	前 受 金	102,784
貸 倒 引 当 金	11,647	預 金	5,450
固 定 資 產	△82,255	そ の 他	23,468
有 形 固 定 資 產	129,988	固 定 負 債	2,997
建 物 附 屬 設 備	11,146	リ 一 ス 債 務	2,997
減 価 償 却 累 計 額	28,252	負 債 合 計	360,224
建物附屬設備（純額）	△21,106	(純 資 產 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	7,145	株 主 資 本	1,622,154
減 価 償 却 累 計 額	7,911	資 本 金	386,381
工 具 、 器 具 及 び 備 品（純額）	△7,610	資 本 剰 余 金	304,281
リ 一 ス 資 產	301	資 本 準 備 金	304,281
減 価 償 却 累 計 額	9,990	利 益 剰 余 金	1,215,684
リース資產（純額）	△6,290	その 他 利 益 剩 余 金	1,215,684
無 形 固 定 資 產	3,699	繰 越 利 益 剩 余 金	1,215,684
ソ フ ト ウ エ ア	15,575	自 己 株 式	△284,191
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6,100	純 資 產 合 計	1,622,154
投 資 そ の 他 の 資 產	9,475	負 債 純 資 產 合 計	1,982,379
敷 金	103,266		
長 期 未 収 入 金	81,183		
破 産 更 生 債 権 等	48,495		
繰 延 税 金 資 產	1,821		
そ の 他	11,941		
貸 倒 引 当 金	10,000		
	△50,176		
資 產 合 計	1,982,379		

損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,851,621
売 上 原 価	510,110
売 上 総 利 益	1,341,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,083,921
営 業 利 益	257,590
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	13
そ の 他	328
営 業 外 費 用	342
支 払 利 息	500
支 払 手 数 料	999
そ の 他	159
経 常 利 益	1,659
特 別 損 失	256,272
固 定 資 産 除 却 損	592
税 引 前 当 期 純 利 益	592
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	255,680
法 人 税 等 調 整 額	92,588
当 期 純 利 益	9,361
	101,949
	153,730

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	386,381	304,281	304,281	1,063,521	1,063,521	△286,526	1,467,657	1,467,657
当期変動額								
当期純利益				153,730	153,730		153,730	153,730
自己株式の取得						△34	△34	△34
自己株式の処分				△1,567	△1,567	2,368	801	801
当期変動額合計	-	-	-	152,163	152,163	2,334	154,497	154,497
当期末残高	386,381	304,281	304,281	1,215,684	1,215,684	△284,191	1,622,154	1,622,154

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
・時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
・貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,903,000株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	290,300株	23株	2,400株	287,923株

(注) 1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.自己株式の数の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による減少であります。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 25,800株

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	60,855千円
貸倒引当金	40,556千円
その他	14,666千円
繰延税金資産小計	116,079千円
評価性引当額	△104,137千円
繰延税金資産合計	11,941千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増加	9.0%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.9%

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金の返済日は1年以内となっておりますが、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各事業部からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,496,233千円	1,496,233千円	-一千円
(2) 受取手形	22,088	22,088	-
(3) 売掛金	371,890		
貸倒引当金（注）1	△82,255		
差引	289,635	289,635	-
(4) 長期未収入金	48,495		
貸倒引当金（注）2	△48,354		
差引	140	140	
(5) 破産更生債権等	1,821		
貸倒引当金（注）3	△1,821		
差引	-	-	-
(6) 敷金	81,183	81,975	792
資産計	1,889,281	1,890,073	792
(1) 買掛け金	70,626	70,626	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	67,559	67,559	-
(4) 未払法人税等	56,118	56,118	-
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	4,216	4,053	△162
負債計	228,520	228,357	△162

(注) 1. 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 長期未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

・非上場株式（貸借対照表計上額10,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4)長期末収入金及び(5)破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

- (6)敷金

敷金の時価評価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

- (1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金及び(4)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5)リース債務（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	620円31銭
(2) 1株当たりの当期純利益	58円82銭
(3) 潜在株式調整後 1株当たりの当期純利益	58円35銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

純資産の部の合計額	1,622,154千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る期末の純資産額	1,622,154千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	2,615,077株

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	153,730千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	153,730千円
普通株式の期中平均株式数	2,613,738株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	20,973株
(うち新株予約権)	20,973株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社ライトアップ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池之上 孝 幸 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木直幸 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトアップの2019年4月1日から2020年3月31までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社ライトアップ 監査役会

常勤社外監査役 細川 幸一郎 

社外監査役 大雲 卓雄 

社外監査役 本行 隆之 

以上

株主総会参考書類

議案 補欠監査役 1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴 (重複する職務の状況)	所持する 当社の株式数
野村透 (1960年8月19日生)	1984年4月 株式会社日刊スポーツ印刷社入社 1992年9月 株式会社セディック入社 2001年4月 日活株式会社入社 2007年6月 同社経理部長就任（現任）	-株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 野村透氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 3. 野村透氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、事業会社において経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております、客観的・公正な立場から業務執行に関する適切な監査を行えるものと判断し、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- 4. 野村透氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

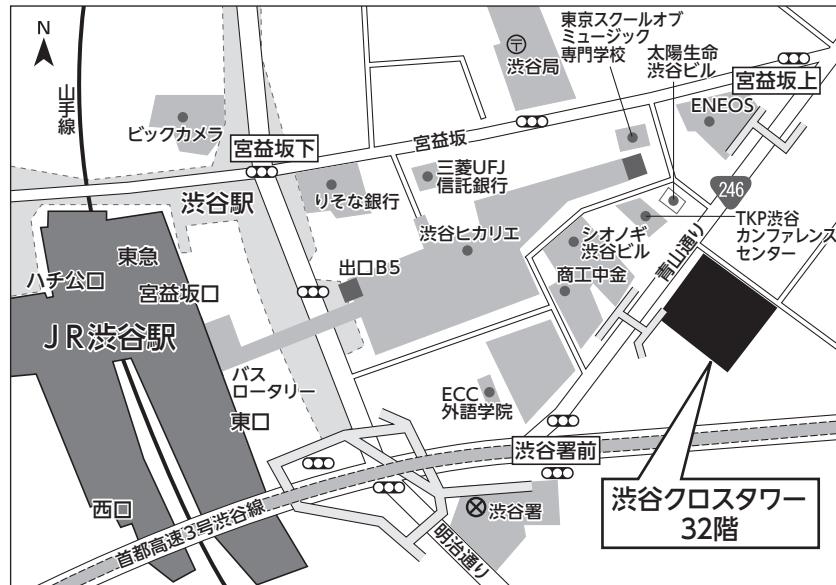
以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスター 32階 当社会議室
TEL 03-5784-0700



交通 J R 「渋谷」駅
東京メトロ「渋谷」駅

東口より
B 5番出口より

徒歩約5分
徒歩約4分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。